

臨時総代会 次第

日時 平成22年12月18日(土)午後2時
場所 香川自治会館 第1会議室

1. 開 会

2. 自治会長挨拶

3. 議長及び議事録署名者選出

4. 出席総代数及び委任状数報告

5. 議 事

(1) 自治会費値上げについて(案)

主 旨 説 明 (自治会長)

(2) 自治会の部会組織再編成について(案)

主 旨 説 明 (総務部会長)

(3) 自治会館使用規則の一部改定(案)

主 旨 説 明 (" ")

(4) そ の 他

6. 閉 会

議題 1 自治会費値上げについて(案)

平成 23 年 4 月より、一般会員の自治会費の値上げをお願い致したいと考えます。

本年度、香川自治会館の建て直しを計画しましたが、建築資金が大幅に不足し、もし実行するとなりますと、会員の皆様にかかなりの寄付を仰がなければならず、昨今の経済事情を考え無理だと判断し、リフォームに変更いたしましたことは周知のことと思います。

リフォームにあたり、当自治会館の構造を調査いたしましたところ、構造的には鉄骨の強度も強固で 15 年くらいは大丈夫であることが判明し、ひと安心しましたが、将来には必ず建て替え問題が発生すると考えられます。

そこで、毎年ある程度の建築資金を積み立てる必要があると考えますが、現状の自治会費の中では、積立金の多くを望むことはできませんので、やむを得ず一般会員の自治会費の値上げを致したいと考えますので、ご審議をよろしくお願い致します。ご参考までに前回の会費値上げは昭和 53 年と聞いております。 値上げの要旨は次のとおりです。

- (1) 値上げ額は、現在月額 250 円を 50 円値上げして月額 300 円にしたいと考えます。
従いまして、年額は 3,000 円が 3,600 円となります。
- (2) 値上げ分は、そのまま自治会館建設資金として積立金にしたいと考えます。現在の一般会員数は 3,350 世帯ほどでありますから、1 年に 200 万円余を積み立てることになります。

議題 2 自治会の部会の再編成について(案)

香川自治会の部会は現状の 9 部会ですが、平成 23 年度から再編成して、より充実させたいと考えます。再編成の要点は次のとおりです。

- (1) 「文化厚生部会」を「ふれあい部会」と改称し、将来的には部会員を 4 名増員したいと考えます。
- (2) 「衛生部会」を「環境部会」と改称したいと考えます。
- (3) 「環境整備部会」を「美化部会」と改称したいと考えます。勘重郎堀跡地散策路の整備することを検討します。

(4)「ふれあい部会」を「体育部会」と改称し、香川地区体育大会ほか体育関係活動を行うと共に、旧ふれあい部会が行っていた「地引網大会」と「ふれあいまつり出店」を担当します。

(5)「まちづくり部会」を「防犯部会」と改称し、防犯関係に専念します。

(6)「防災部会を」新設し、防災対策の企画と運営などに取り組みます。

以上が部会再編成の要旨であります。部会の現状と再編成(案)は次表のとおりです。

現状

	部 会 名	部会員数	主たる行事・活動	備 考
1	総 務	5	自治会・町内会の総務業務	
2	会 計	5	自治会・町内会の会計業務	
3	文化厚生	12	香川ふれあいまつり 敬老のお祝い 自治会館まつり	
4	広 報	8	広報かがわの発行(年6回)	
5	環境整備	8	香川駅前花壇の整備	
6	衛 生	13	資源物分別啓蒙	
7	ふれあい	16	地引網大会 ふれあいまつり出店	
8	まちづくり	8	防犯パトロール 勘重郎堀整備	
9	会館管理	8	自治会館の管理・運営	
	計	83		

部会再編成(案)平成23年度より

	部 会 名	部会員数	主たる行事・活動	備 考
1	総 務	5	自治会・町内会の総務業務	*現状どおりです
2	会 計	5	自治会・町内会の会計業務	*現状どおりです
3	ふれあい(改称) (旧文化厚生)	12	香川ふれあいまつり 敬老のお祝い 自治会館まつり	
4	広 報	8	広報かがわの発行(年6回)	*現状どおりです

5	美化(改称) (旧環境整備)	8	香川駅前花壇整備	
6	環境(改称) (旧衛生)	13	資源物分別啓蒙ほか	*現状どおりです
7	体育(改称) (旧ふれあい)	16	香川地区体育大会支援ほか 地引網大会 ふれあいまつり出店	
8	防犯(改称) (旧まちづくり)	8	防犯パトロール	
9	会館管理	8	自治会館の管理・運営	*現状どおりです
10	防災(新設)	8	防災対策の企画と運営	
	計	91		

議題 3 自治会館使用規則の一部改定について(案)

自治会館使用規則の改定につきましては、現在は総代会の決議事項となっております。平成 22 年 4 月 1 日から自治会館の住み込みの管理員を廃し、通いの管理員としました。これに伴いまして、管理員の資格や定休日の変更、その他、改定を要する条文があります。また、今後も細部にわたって改定することも予測されます。その都度、臨時総代会を開催して審議することは非常に煩雑になると考えますので、役員会で審議して総代会に報告することに致したいと考えます。ご審議をよろしくお願い致します。改定条文案は次のとおりです。

現状

第27条 この規則の改定は総代会の決議によるものとする。

改定案

第 27 条 この規則の改定は役員会の決議によるものとし、総代会に報告する。

以上